

## 資料 5

### 第58回 旧R D最終処分場問題連絡協議会

## 対策工事の有効性の確認後の 意見交換のあり方について

令和8年（2026年）9月14日

1

### 1 趣旨

- 旧R D最終処分場有害物調査検討委員会の中で、小野委員、樋口委員および梶山委員から対策工事について周辺自治会の住民の方と行政の方が話し合う場を作っておく必要があるというご意見があり、周辺自治会の皆さんとの話し合いの中で意見交換の考え方について協議し、この話し合いと同じような形で連絡協議会を開催することとなった。
- 旧R D最終処分場問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、次の情報を共有して意見交換するために設置している。（旧R D最終処分場問題連絡協議会設置要綱 第1条）
  - ・ 二次対策工事の具体的方法
  - ・ 二次対策工事实施期間中の掘削等による周辺環境への影響確認
  - ・ 一次、二次対策工事の有効性の確認
  - ・ その他二次対策工事实施に起因する問題等
- 令和7年度末までの周辺環境モニタリング等の結果を踏まえ、対策工事の有効性を確認することとしている。 ※確認のための評価方法は第43回連絡協議会で説明
- 対策工事の有効性の確認後においても、県は土地の管理責任に基づきモニタリングや旧処分場の維持管理を継続していく予定。
- 対策工事の有効性の確認後は連絡協議会は設置の目的を終えるため、今後の意見交換のあり方について検討が必要。

2

## 2 前提の整理

連絡協議会で意見交換してきた県の取組と今後の予定

| 項目                          | これまでの県の取組                                              | 今後の予定                                                          |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 二次対策工事                      | 旧処分場に起因する支障等を除去するための工事                                 | 有効性の確認後は新たに議論が必要な事項はなくなる見込み                                    |
| モニタリング                      | 地下水汚染拡散状況の把握<br>掘削工事の影響の把握<br>対策工事の効果が継続しているかの確認       | 県が土地の管理責任に基づく、当該土地に起因する影響の効果的な把握                               |
| 浸透水の揚水処理<br>(水処理施設の維持管理を含む) | 二次対策工事で発生する濁水処理<br>洗い出しを機能させるための浸透水の揚水処理および下水道への放流     | 県が土地の管理責任に基づく、浸透水の排水管理のための揚水処理および下水道への放流                       |
| 旧処分場の維持管理                   | 対策工事で取り入れた管理型処分場の機能を維持するための場内管理（除草、舗装・シート補修、雨水排水設備強化等） | 県が土地の管理責任に基づく、管理型処分場の機能を維持するための場内管理<br>※跡地利用については跡地利用協議会で議論の予定 |
| 有効性の確認                      | 特定支障除去等事業実施計画の目標達成の状況が、令和7年度末まで継続していること等を確認            | 有効性の確認後は新たに議論が必要な事項はなくなる見込み                                    |
| その他                         | アーカイブの作成<br>旧処分場の県有地化<br>その他                           | 必要に応じ意見交換を実施                                                   |

3

## 3 今後の意見交換のあり方について（案）

### (1) 今後県が取り組む事項

- 土地所有者の責任としての旧処分場の影響を効果的に把握するためのモニタリング調査結果
- 浸透水の揚水処理
- 維持管理（揚水処理・構造物等）の状況
- その他旧処分場に関わる事項

### (2) 今後の意見交換の開催形態

- 跡地利用協議会を年2回に増やし、跡地利用協議とモニタリング、維持管理状況の説明の2部制  
⇒ 跡地協議会後に管理状況等について報告・意見交換

|    |                               |                               |
|----|-------------------------------|-------------------------------|
|    | 9月                            | 2月                            |
| 1部 | 跡地利用協議会<br>協議内容、構成員は現状通り      | 跡地利用協議会<br>協議内容、構成員は現状通り      |
| 2部 | モニタリング、維持管理状況の説明会<br>参加は自由とする | モニタリング、維持管理状況の説明会<br>参加は自由とする |

#### 【備考】

- ・開催形態を変更しても、モニタリング調査結果等については従来どおり  
県のホームページ等で情報発信していく

4

### 3 今後の意見交換のあり方について（案）

#### （3）県からの情報発信および意見交換を考える事項

##### ○1部（跡地利用協議会）

##### ■ 跡地利用について

##### ○2部（意見交換）

##### ■ 土地の管理責任に基づく旧処分場の影響を効果的に把握するためのモニタリング調査結果

##### ■ 浸透水の揚水処理

##### ■ 維持管理（揚水処理・構造物等）の状況

#### （4）アンケート結果より

##### ■ 開催形態について、説明会形式を希望するとの意見

⇒跡地利用協議会後に、説明会形式で維持管理の状況等を報告することとする。

##### ■ 自治会長の負担（調整、出席等）に関する意見

⇒2部制とし、2部のモニタリング、維持管理状況の説明を自由参加とすることで自治会長の負担軽減

##### ■ 跡地利用についてより議論したい

⇒跡地利用協議会の回数を年1回から2回へ増やす



5

### 4 今後の検討の流れ

- 本日の資料（説明）は案としてお示ししたもので、これに対してご意見を伺いたい。
- 行政・住民双方のコミュニケーションの上に、今後の協議会のあり方を検討していきたいと考えているので、忌憚のないご意見をいただきたい。
- なお、持ち帰ってご検討いただいた結果、ご意見があれば、次のメールアドレスあて随時お知らせいただきたい。

最終処分場特別対策室 E-mail: df0001@pref.shiga.lg.jp

※認識のずれ等を防ぐため、ご意見は口頭ではなくできるだけ文章でお寄せください。

※ご意見については、単に「〇〇とすべき」のような結論だけではなく、「△△であるため〇〇とすべき」といったように、背景や理由もできるだけお教えください。

#### ■ 今後のスケジュール

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 令和8年9月（本日） | 有効性確認後の意見交換のあり方（案）の提示、意見交換  |
| 令和8年11月    | 有効性確認後の意見交換のあり方（最終案）の提示     |
| 令和9年2月     | 新たな意見交換の開催形態の確定<br>連絡協議会の終了 |

---

令和9年9月（予定） 新たな開催形態での意見交換の開始

【1部】跡地利用協議会 【2部】モニタリング、維持管理状況等の説明会

6